

令和3年4月15日
理事長決定

介護職員等処遇改善加算及び特定処遇改善加算、法人助成に係る手当の支給要領

(趣旨)

この要領は、介護職員等処遇改善加算及び特定処遇改善加算及び法人助成に係る手当の支給について必要な事項を定める。

1 処遇改善加算に係る手当の支給は次のとおりとする。

(対象者)

- (1) 就業規則第2条第1項に規定する職員のうち給与規則第12条に規定する「介護職員」の職種の者で、利用者に対して直接介護及び支援を行う者。ただし、サービス提供月の勤務実績に応じる。
- (2) パートタイマー就業規則第2条に規定する職員及び嘱託職員のうち介護職員として採用された者。ただし、サービス提供月の勤務実績に応じる。
- (3) 幹部職員・役付き職員は対象としない。

(支給額)

- (1) 月割支給額については、定額 25,000 円とする。(加古川市立つつじ園は除く)
- (2) 実労働時間に応じた金額を支給することとする。
- (3) 週 40 時間勤務の者については、加算予定額から社会保険料負担額を控除した額をもとに支給予定月割額の算定を行い支給することとし、実処遇改善加算額と月割支給額と差額については、賞与支給時、及び最終支給月に精算することとする。なお、夜勤手当及び早出・遅出手当を支給している施設においては、当該手当に一定額を加算することができることとする。
- (4) 産前産後休暇、育児・介護休暇等を取得中の職員は、その勤務実態(時間)に応じた金額を支給することとする。

(支給方法)

- (1) 毎月の支給

2 特定処遇改善加算に係る手当の支給は次のとおりとする。

(対象者)

(1) 経験・技能のある介護職員

- ①国の定める加算算定サービスに従事していること
- ②対象職種「介護職員・生活支援員等」
- ③支給日に、介護業務等に10年以上従事した職員（職務経歴により認定）
- ④技能となる資格は次のとおりとする

サービスの種類	有する資格
介護保険サービス	介護福祉士
障害福祉サービス	介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・サービス管理責任者・サービス提供責任者・心理指導担当職員（公認心理士含む）・児童発達支援管理責任者

(2) 他の介護職員

上記(1)の①②に該当し、③④のいずれか又は両方の項目を満たさない職員。

(3) その他の職員

上記(1)(2)以外の職員。ただし、幹部職員・役付き職員は対象としない。

(支給額)

(1) 配分比率については、次のとおりとする。

支給対象者	配分比率
経験・技能のある介護職員	4
他の介護職員	2
その他の職員 ※ただし、年間給与が440万円以上の者には支給しない。また、特定処遇改善手当を加えた年間給与が440万円を超える分については支給しない。	1

(2) 実労働時間に応じた金額を支給することとする。

(3) 産前産後休暇、育児・介護休暇等を取得中の職員は、その勤務実態（時間）に応じた金額を支給することとする。異動については、在籍する期間に応じた実績に合わせて支給することとする。

(4) 異動については、在籍する期間に応じた実績に合わせて支給することとする。

(支給方法)

(1) 年2回の一時金として支給

・12月（4月～9月）、6月（10月～3月）

(2) 12月・6月に在籍する者で、対象期間中の実労働時間に応じて支給

3 法人助成に係る手当の支給は次のとおりとする。

(対象者)

- (1) 就業規則第2条第1項に規定する職員のうち給与規則第12条に規定する「医療職」「事務職」「相談援助職」「栄養管理職」にある職員。
- (2) パートタイマー就業規則第2条に規定する職員のうち次に掲げる職員。
 - (ア) 時給2,000円未満の医療職(看護師、PT、OT、ST)。
 - (イ) 利用者処遇に係る業務に携わることを施設長から命じられた職員。(注) 施設管理(清掃業務、公用車の運転業務)のみに携わる者及び、従事する業務について法人が対象外と認定した業務に携わる者は対象としない。
- (3) 「介護職員」以外の嘱託職員
- (4) (1)及び(2)の対象者であってもサービス提供月に勤務の実績がない場合は対象としない。

(支給額)

- (1) 実労働時間に応じた金額を支給することとする。
- (2) 処遇改善加算の1/2を基本とする。尚、各施設における収益により5月に調整金を支給する場合がある。
- (3) 次の業務を担う正規職員は、施設毎の処遇改善加算に応じた金額を支給することとする。サービス管理責任者・相談支援専門員・相談援助職。

(支給方法)

- (1) 毎月の支給

4 支給額・支給方法の見直しについて

- (1) 今後、法人内で資格取得者や経験年数10年以上の職員が増加し、加算収入総額の再分配が必要となる場合。
- (2) 報酬改定、入所の変動による加算収入総額や職員の採用・退職による加算支出総額の増減により、加算支出総額が加算収入総額を下回る場合。
- (3) 施設長会において、その他見直しの必要性について検証され決議された場合。